

「相模原都市計画事業 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託」の契約の解除について

平成28年3月24日付けで締結した標記の委託契約については、大量の地中障害物の発出等により事業の推進が困難となったことにより、令和元年6月5日から工事の施工及び調査設計業務を一時中止していましたが、本日、受注者より本件契約書の工事編第49条（調査設計編第44条）第1項第2号により本件契約を解除する旨の通知がありましたので報告します。

本市としては、今後、受注者と必要な協議をしていきます。

委託の名称 「相模原都市計画事業 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託」

契約金額 7,560,000,000円（税込）

工期 平成28年3月24日～平成35年（令和5年）3月31日

受注者 所在地 横浜市中区吉田町65番地  
名称 清水建設株式会社横浜支店  
代表 執行役員支店長 新村 達也

参考（契約書条文（工事編）） 調査設計編の該当条項（第44条）も同趣旨です。

（受注者の解除権）

**第49条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 略

お問い合わせ先  
麻溝台・新磯野地区整備事務所  
電話 042-769-9254  
担当 松枝